

2022年5月13日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長グループ CEO
里 見 治 紀
(コード番号 6460 東証プライム)
問 合 せ 先 常務執行役員経営企画本部長
高 橋 真
(電話番号 03-6864-2400)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2022年6月22日開催予定の第18期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることに伴い、所要の変更を行うものです。

(2) 監査等委員会設置会社への移行

2022年2月28日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、2022年6月22日開催予定の第18期定時株主総会での承認を前提として、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、経営の健全性と効率をさらに高めるため、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い必要となる、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役への権限委任に関する規定の新設のほか、所要の変更を行うものです。

(3) 執行役員選任方法について

当社は、業務執行に係る迅速な意思決定と責任の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員の選任方法について、より現状の実態に即した内容とするため、現行定款第35条の文言を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月22日（予定）
定款変更の効力発生日	
（1）株主総会参考書類等の電子提供措置の導入	2022年9月1日（予定）
（2）監査等委員会設置会社への移行	2022年6月22日（予定）
（3）執行役員選任方法について	2022年6月22日（予定）

【別紙】

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文を省略) 第11条	第1条 (現行どおり) 第11条
(基準日) 第12条 (条文を省略) 2. 前項および第54条に定める場合のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使すべき者を定めるために必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。	(基準日) 第12条 (現行どおり) 2. 前項および第50条に定める場合のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使すべき者を定めるために必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。
第13条 (条文を省略) 第15条	第13条 (現行どおり) 第15条
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	
第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u>
(新設)	第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u>
	2. 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第17条 (条文を省略) 第20条	第17条 (現行どおり) 第20条
(取締役の員数) 第21条 当社の取締役は、15名以内とする。	(取締役の員数) 第21条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、15名以内とする。
(新設)	2. 当社の <u>監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u> は、5名以内とする。
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第22条 (条文を省略)	第22条 (現行どおり)
2. (条文を省略) (新設)	2. (現行どおり) 3. <u>取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 (条文を省略)</p> <p>2. <u>補欠により選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>3. <u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とする。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会の決議により社長1名を選定し、また必要に応じて会長、副会長、副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会の決議により監査等委員でない取締役の中から社長1名を選定し、また必要に応じて会長、副会長、副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第25条 (条文を省略)</p> <p>2. 前項の定めに加え、必要に応じて取締役会の決議をもって代表取締役を定めることができ、各々会社を代表するものとする。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項の定めに加え、必要に応じて取締役会の決議をもって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を定めることができ、各々会社を代表するものとする。</p>
<p>第26条 (条文を省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集手続き)</p> <p>第27条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集手続き)</p> <p>第27条 取締役会を招集するには、各取締役に対し、会日より3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>第28条 (条文を省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第30条 取締役会の議事は、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名捺印または電子署名する。 2. (条文を省略)</p> <p>第31条 (条文を省略)</p> <p>第32条</p> <p>(取締役の報酬等) 第33条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。 第34条 (条文を省略)</p> <p>(執行役員) 第35条 当社は、取締役会の決議に基づき若干名の執行役員を置くことができる。 2. (条文を省略)</p> <p>第36条 (条文を省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会) 第37条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第38条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第39条 監査役および補欠監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役の任期) 第40条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間 は、選任後1年以内に終了する事業年度のう</p>	<p style="text-align: center;">(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第30条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第31条 取締役会の議事は、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに署名もしくは記名捺印または電子署名する。 2. (現行どおり)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>第33条</p> <p>(取締役の報酬等) 第34条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。 第35条 (現行どおり)</p> <p>(執行役員) 第36条 当社は、取締役会の決議に基づき執行役員を選任する。 2. (現行どおり)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置) 第38条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>ち最終のものに関する定時株主総会終結の時 までとする。</p> <p>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合 の任期は、退任した監査役の任期の満了する 時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>第41条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を 選定する。</p>	<p>第39条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の 監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集手続き)</p>	<p>(監査等委員会の招集手続き)</p>
<p>第42条 監査役会を招集するには、各監査役に対し、 会日より3日前までにその通知を発するも のとする。ただし緊急やむを得ないとき には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときには、招集の手 続きを経ないで監査役会を開くことが できる。</p>	<p>第40条 監査等委員会を招集するには、各監査等委員 に対し、会日より3日前までにその通知を発 するものとする。ただし緊急やむを得ない ときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときには、招集 の手続きを経ないで監査等委員会を開くこ とができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p>
<p>第43条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある 場合を除き、監査役の過半数をもってこれ を行う。</p>	<p>第41条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数 が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p>
<p>第44条 監査役会の議事は、その経過の要領およびそ の結果ならびにその他法令に定める事項を 議事録に記載または記録し、出席した監査 役がこれに署名もしくは記名捺印または電 子署名する。</p>	<p>第42条 監査等委員会の議事は、その経過の要領およ びその結果ならびにその他法令に定める事項 を議事録に記載または記録し、出席した監査 等委員がこれに署名もしくは記名捺印また は電子署名する。</p>
<p>(監査役会規程)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p>
<p>第45条 監査役会に関する事項については、法令また は定款に別段の定めがある場合を除き、監 査役会において定める監査役会規程によ る。</p>	<p>第43条 監査等委員会に関する事項については、法令 または定款に別段の定めがある場合を除き、 監査等委員会において定める監査等委員 会規程による。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第46条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって これを定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役との責任限定契約)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第47条 当社は、会社法第427条第1項の規定によ り、監査役との間で、同法第423条第1項 の賠償責任について法令に定める要件に該 当する場合には賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、当該契約 に基づく賠償責任の限度額は、法令の定め る最低責任限度額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第48条 、 第50条</p> <p>(条文を省略)</p>	<p>第44条 、 第46条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>第51条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役 会の同意を得て定める。</p>	<p>第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等 委員会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第52条 第55条 (条文を省略)	第48条 第51条 (現行どおり)
(新設)	附 則 <u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u> 第 1 条 第 18 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前定款第 47 条の定めるところによる。
(新設)	<u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 第 2 条 変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 16 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
(新設)	2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
(新設)	3. 本条は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上